

平成 29 年 2 月吉日

投資家の皆様へ

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

「黒田アクティブジャパン」の信託終了（繰上償還）決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は追加型証券投資信託「黒田アクティブジャパン」の繰上償還に関するご案内を行い、平成 29 年 1 月 23 日現在の受益者の皆様を対象に、平成 29 年 1 月 23 日から平成 29 年 2 月 23 日まで異議申立てを受付けました。

この結果、異議申立期間中に異議申立てのあった受益者の皆様の受益権口数の合計が基準日である平成 29 年 1 月 23 日時点での受益権口数の 2 分の 1 を超えませんでしたので、平成 29 年 3 月 27 日に信託終了（繰上償還）することとなりましたのでお知らせいたします。

今後とも弊社および弊社ファンドをご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

<本件に対するお問い合わせ先>

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社 電話番号：03-3523-8118 （受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時）

（注）弊社のオフィス移転に伴い、2017 年 2 月 27 日よりお問合せ先は下記のとおりとなります。

電話番号：03-6432-0782 （受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時）

黒田アクティブジャパン

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書(請求目論見書)

(2016 年 12 月 20 日)

TORANOTEC 投信投資顧問

この目論見書により行なう「黒田アクティブジャパン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 28 年 2 月 29 日に関東財務局長に提出しており、平成 28 年 3 月 1 日にその効力が生じております。また、同法 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 28 年 8 月 30 日及び平成 28 年 12 月 19 日に関東財務局に提出しております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

投資信託説明書（請求目論見書）

—目次—

表紙	1
第一部【証券情報】	2
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
1【ファンドの性格】	5
2【投資方針】	16
3【投資リスク】	26
4【手数料等及び税金】	29
5【運用状況】	34
第2【管理及び運営】	40
1【申込(販売)手続等】	40
2【換金(解約)手続等】	41
3【資産管理等の概要】	42
4【受益者の権利等】	45
第3【ファンドの経理状況】	46
1【財務諸表】	48
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	66
第三部【委託会社等の情報】	68
第1【委託会社等の概況】	68
信託約款	88
〔黒田マザーファンド〕約款	97

【表紙】

【提出日】 平成 28 年 12 月 19 日

【発行者名】 ばんせい投信投資顧問株式会社
(平成28年12月20日より、TORANOTEC投信投資顧問株式会社（予定）)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小山 卓也

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号
茅場町タワー

【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 黒田アクティブジャパン

【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券の
金額】 継続申込期間（平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで）
3,000 億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

黒田アクティブジャパン

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初元本は1口につき1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額*です。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については販売会社または委託会社照会先にお問合わせ下さい。

《委託会社照会先》

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

■ お電話によるお問合わせ先

電話番号 03-3523-8118

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

■ インターネットホームページ

[http:// www.toranotecasset.com/](http://www.toranotecasset.com/)

(5) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、取得申込日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

※詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

- ② 収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

- ③ 当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」※¹または「償還前乗換え」※²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

※¹「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

※²「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(6) 【申込単位】

- ① 分配金受取コースを選択された場合：1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)

- ② 分配金再投資コースを選択された場合：1円以上1円単位

申込単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社へお問合わせください。ただし、「分配金再投資コース」（以下に定義します。）を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成28年3月1日(火)から平成29年2月28日(火)までです。（継続申込期間）

※なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込みの取扱場所（販売会社）については、委託会社照会先にお問合わせ下さい。

※販売会社と販売会社以外の証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。)が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が申込みの取次ぎを行う場合があります。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、委託会社照会先までお問合わせ下さい。

※販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が払込みの取次ぎを行う場合があります。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆ 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、主として黒田マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日本	
	年 4 回	北米	
	年 6 回 (隔月)	欧州	
	年 12 回 (毎月)	アジア	
不動産投信	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型))	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変型		エマージング	

※ ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

平成22年7月1日

現在

単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

補足分類

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

決算頻度による属性区分

- ①年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載

があるものをいう。

⑥日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

投資対象地域による属性区分：(重複使用可能)

①グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東（中東）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

①ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②TOPIX

③その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

特殊型

①ブル・ベア型・・・目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型・・・目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス<http://www.toushin.or.jp/>》

②ファンドの特色

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として黒田マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

ファンドの特色

1 ファンド名に運用責任者の黒田を冠します。

ファンド名にファンドマネージャーである黒田の名前を冠し、運用責任を明確にし、投資家と共に成長できるファンドを目指します。

黒田ファンドマネージャーの実績

2000年 日経マネーのファンドマネージャーランキング 店頭株部門第1位
2003年 モーニングスター社 優秀ファンド賞受賞
2008年 リPPER社の日本株中小型株部門第2位

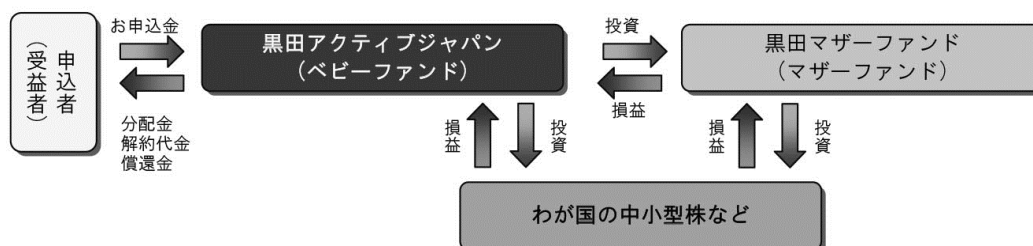
2 数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。

事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

※ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

3 わが国の中小型株を中心に成長性の高い銘柄へ幅広く投資することにより、絶対パフォーマンス^(注1)を追求します。

- ベンチマーク運用ではなく、絶対パフォーマンス^(注1)を追求します。
- 黒田マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証一部上場の大型株を除く、わが国の中小型株(JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株、中型株等)へ投資します。また、上記投資対象株式に直接投資する場合もあります。
- ファミリーファンド方式^(注2)で運用します。
ファンドは、ファンドと実質的に同一の運用方針を有する「黒田マザーファンド」(平成17年11月30日設定、運用開始)を主要投資対象とし、「ファミリーファンド方式」による運用を行います。

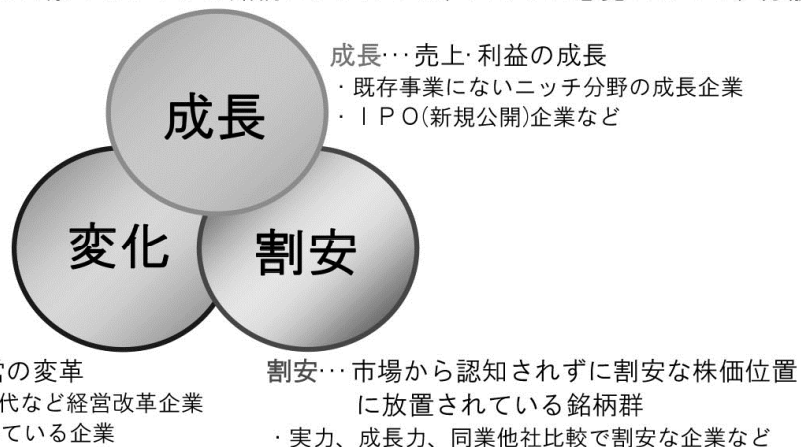


(注1) 当ファンドの運用は、投資対象とする市場のパフォーマンスを上回るパフォーマンス(絶対パフォーマンス)を追求するものであり、投資対象とする市場のパフォーマンスに関わらずに投資収益を獲得することを目指す絶対収益追求型の運用とは異なります。

(注2) 「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド(ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

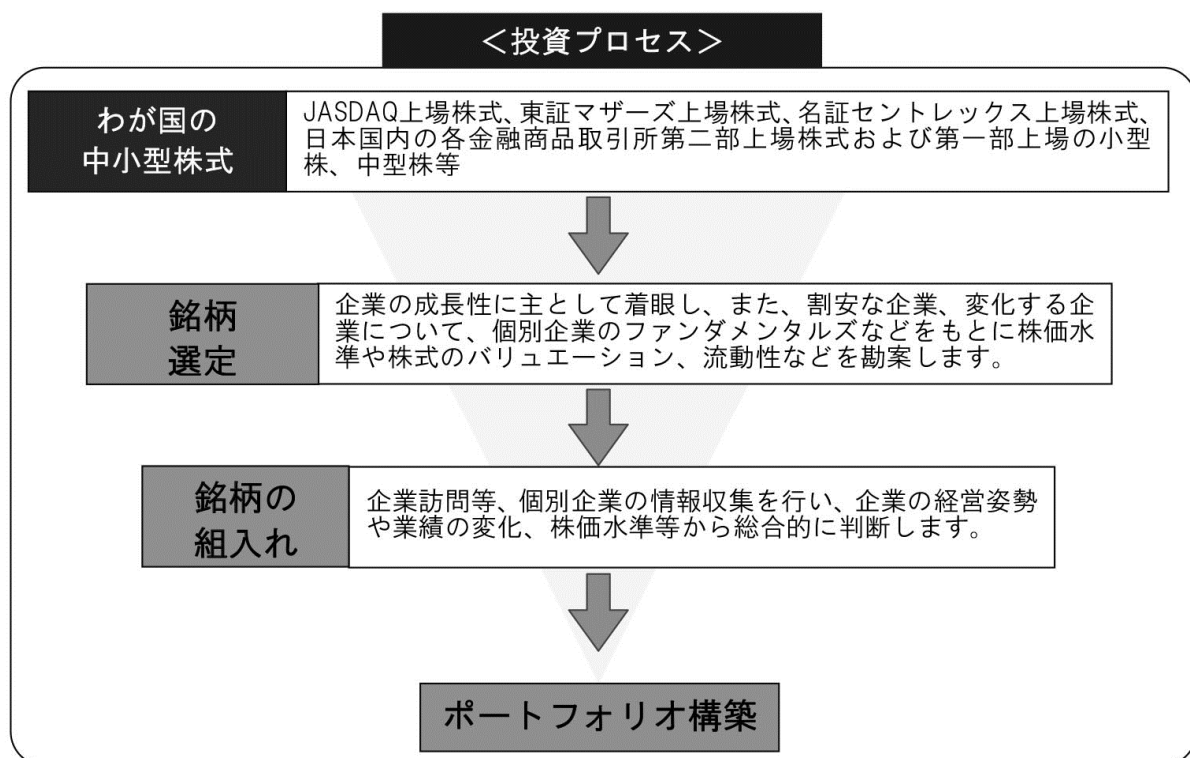
4 中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業を選別します。

ファンドは、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、株価が割安な有望企業や変化する企業など様々なタイプの銘柄をブレンドし、バランス感覚をもって、分散投資いたします。



5 中長期的観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整を行います。

組入銘柄については個別の株価動向を見ながら投資比率の調整(投資比率の引き上げや引き下げなど)を行います。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。



※上記投資プロセスは、マザーファンドに関するものです。

※上記は、平成28年7月末日時点のものであり今後変更することがあります。

③信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

運用哲学

株式相場は英国の欧州連合（EU）離脱交渉や頻発するテロ、先進国における保護主義の台頭など世界の政治・経済や市場の不確実性が高まっています。

運用においては、今後も予期せぬ想定外の出来事が待ち構えていることを念頭に、上昇局面では実現益の確保に努め、下落局面では押し目買いを入れるなど投資比率の調整を行ってまいります。また、割安・変化・成長の投資視点のもとパフォーマンスに大きく貢献してくれる銘柄の発掘に努め、基準価額の向上を図ってまいります。

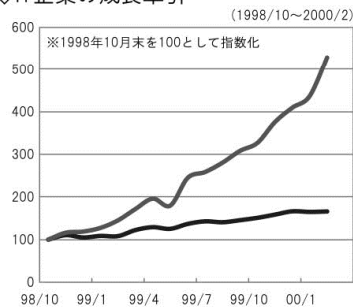
黒田 毅

（ご参考）代表的指数の過去の値動き

中小型株式はこれまで中長期的にはTOPIXを上回ってきました。

[Ⅰ] 1998年10月

- ◇金融再生法・金融早期健全化法が成立・施行
- ◇IT企業の成長牽引



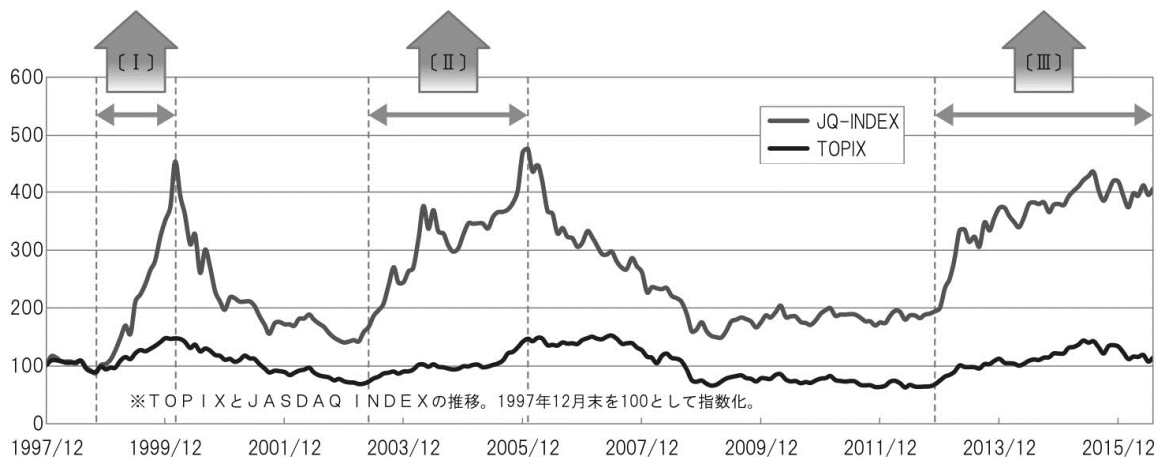
[Ⅱ] 2003年4月

- ◇景気底入れ
- ◇リソナホールディングスへの公的資金注入



[Ⅲ] 2012年11月

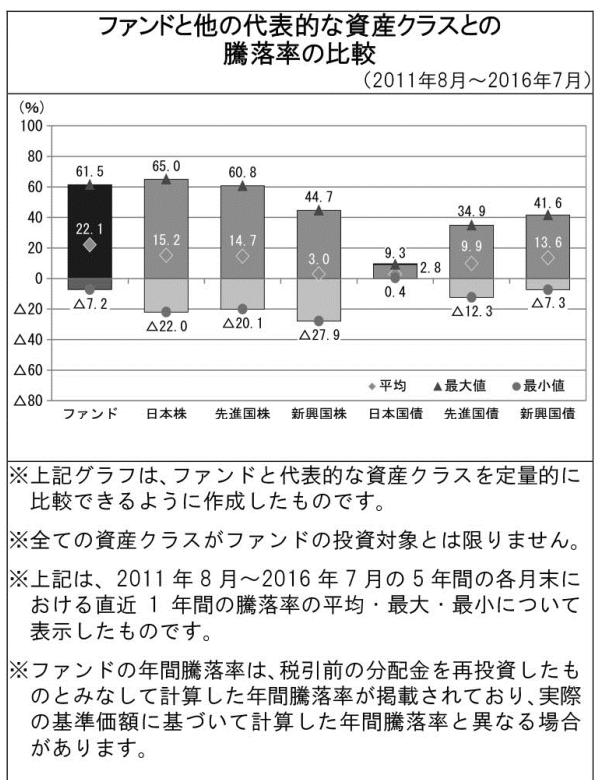
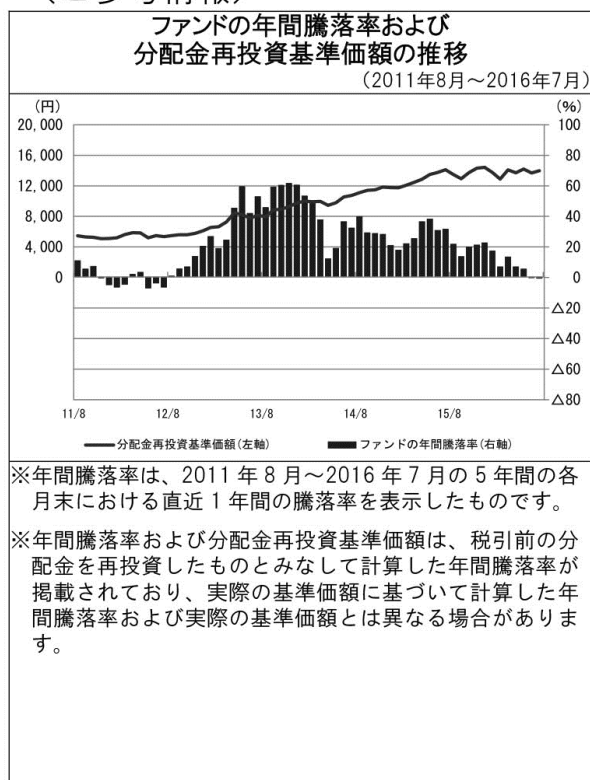
- ◇デフレ脱却に向けたアベノミクス相場



【出所：Bloomberg のデータより TORANOTEC 投信投資顧問作成】

※本資料におけるデータ、分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。

(ご参考情報)



ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率 (%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	22.1	15.2	14.7	3.0	2.8	9.9	13.6
最大値	61.5	65.0	60.8	44.7	9.3	34.9	41.6
最小値	△ 7.2	△ 22.0	△ 20.1	△ 27.9	0.4	△ 12.3	△ 7.3

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

[出所：QuickまたはBloombergのデータを基にTORANOTEC投信投資顧問作成]

各資産クラスの指数 (詳細は次頁をご参照ください。)

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス (円ベース)
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス (円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI 国債
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス (円ベース)

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

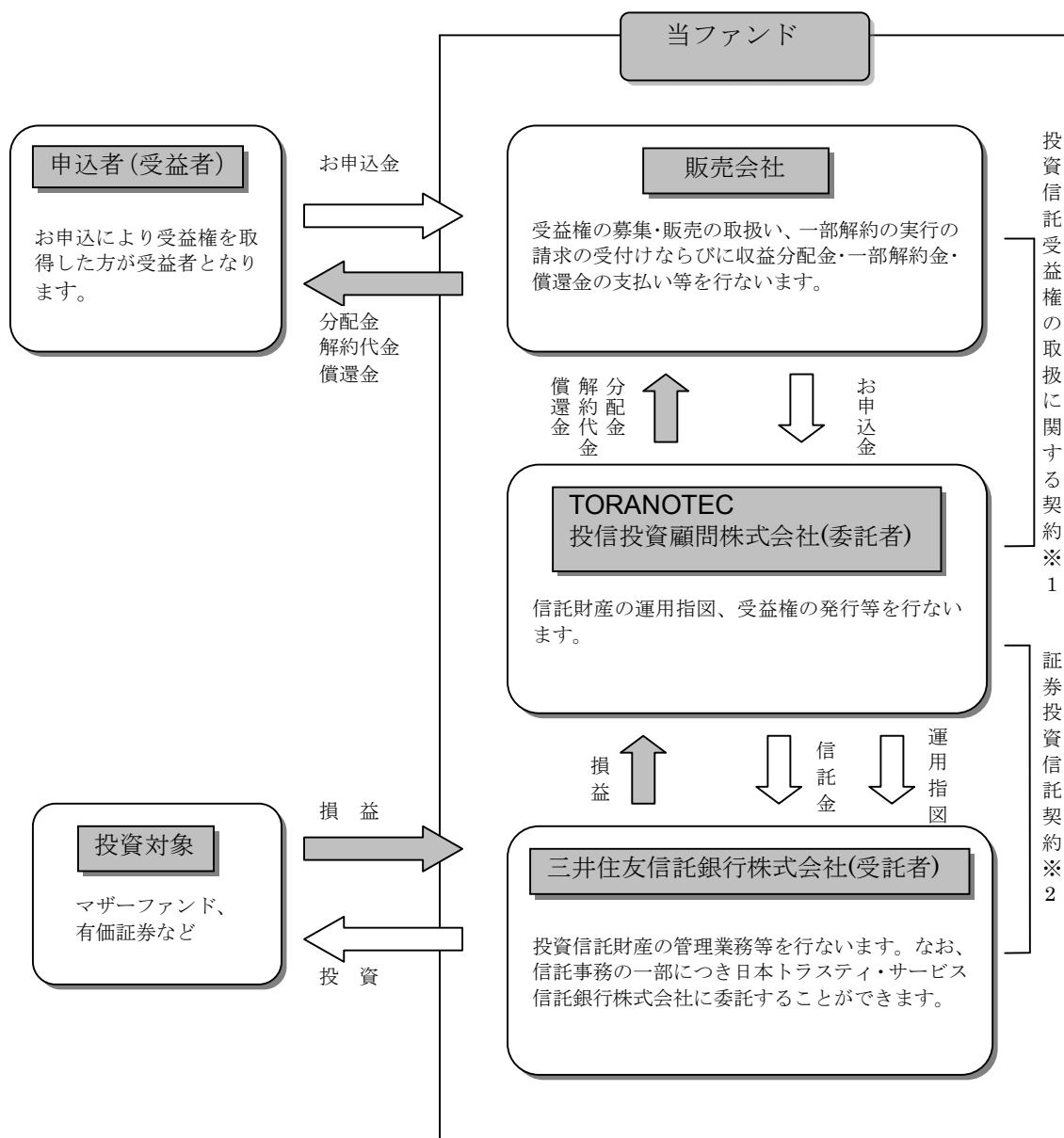
資産クラス	対象指数
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
	東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス（円ベース）
	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス（円ベース）
	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債
	NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 国債は野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
	シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されているインデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権とその他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。
新興国債	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス（円ベース）
	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されているインデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権とその他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。

(2) 【ファンドの沿革】

平成 17 年 11 月 30 日 投資信託契約締結日、ファンドの設定・運用開始
 平成 27 年 2 月 28 日 信託期間終了日を平成 32 年 11 月 30 日に変更
 (当初は平成 27 年 11 月 30 日)

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※1 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託者と販売会社との間において、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

※2 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において、委託者および受託者の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

②委託会社の概況（平成28年12月20日現在）

・資本金の額

現在の資本金の額 5億9,430万円

・委託会社の沿革

平成10年7月 クォンティス投資顧問株式会社を設立
 平成10年9月 投資顧問業の登録
 平成12年6月 投資一任契約に係る業務の認可を取得
 平成15年8月 商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更
 平成17年7月 商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更
 平成17年9月 商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更
 平成17年10月 投資信託委託業に係る業務の認可を取得
 平成19年9月 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
 平成22年4月 商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更
 平成28年12月 商号をTORANOTEC投信投資顧問株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
TORANOTEC 株式会社	東京都中央区新川一丁目21-2 茅場町タワー	23,372 株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主として黒田マザーファンドを通じてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

②運用の方法

〔1〕主要投資対象

黒田マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証一部上場の大型株を除く、わが国の中小型株（JASDAQ 上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株、中型株等）へ投資します。また、上記投資対象株式に直接投資する場合もあります。

〔2〕投資態度

- a. マザーファンドならびに当ファンドでの銘柄選定にあたっては、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資を行ないます。
- b. マザーファンドならびに当ファンドの組入銘柄については、中長期的な観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等を総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整（投資比率の引き下げや引き上げなど）を行ないます。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。
- c. 数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢を

とります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

※当ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。当ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

- d. 信託財産の純資産総額に占める実質株式組入比率は、原則として70%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、および前項に係るマザーファンドならびに当ファンドの組入銘柄の投資比率調整等により、実質株式組入比率が当該比率を下回ることがあります。
- e. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定又は解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

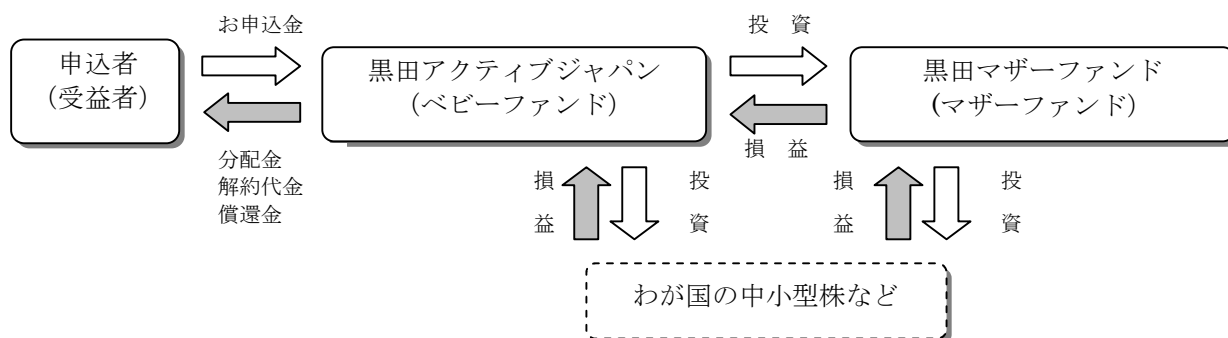
[3] 主な投資制限

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- c. 投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券を除きます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- g. 外貨建資産への投資は行ないません。

[4] 運用の形態

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（黒田マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

当ファンドはわが国の株式などを直接組入れる場合もあります。新たなベビーファンドを設定し黒田マザーファンドへ投資することがあります。



(参考) マザーファンドの概要

「黒田マザーファンド」 運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東証一部上場の大型株を除く、わが国の株式（JASDAQ 上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場小型株、中型株等）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①当ファンドでの銘柄選定にあたっては、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資を行います。
- ②当ファンドの組入銘柄については、中長期的観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等を総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整（投資比率の引き下げや引き上げなど）を行ないます。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。
- ③数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

※当ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。当ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

- ④信託財産の純資産総額に占める株式組入比率は、原則として 70%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、および前項に係る組入銘柄の投資比率調整等により、株式組入比率が当該比率を下回ることがあります。
- ⑤株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行ないません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

[1] 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条および第 22 条に定めるものに限ります。）
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

②有価証券および金融商品の指図範囲等

[1] 委託者は、信託金を、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である黒田マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の本邦通貨表示のものに限る有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券又は新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- [2] 委託者は信託金を、上記②〔1〕に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- [3] 上記②〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記②〔2〕に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ③その他の投資対象
- [1] 先物取引等
 - [2] スワップ取引

①当ファンドの運用体制

運用の体制

取締役会（5名程度）
運用の監督

投資政策委員会（4名程度）
・運用計画の決定
・運用計画の変更指図
・運用計画の審議

運用部・商品運用部
運用担当者
・運用計画の作成
・運用指図

管理部
・運用指図の作成

コンプライアンス委員会（5名程度）
・運用計画の承認
・法令規制等への適合性確認

コンプライアンス・オフィサー（1名程度）

・運用評価会議（5名程度）
運用実績の検証

チェック

チェック

チェック

チェック

運用に関わる情報
運用執行
チェック・監督

②運用の流れ

a. 投資候補銘柄の選定

(参考) マザーファンドにおける投資候補銘柄の選定

b. 投資銘柄の決定

c. 運用計画の決定プロセス

21

プライアンス委員会において法令、信託約款および社内規程等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス・オフィサーがチェックを行います。管理部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託者の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

[2] **運用指図**

投資政策委員会で決定し、コンプライアンス委員会で承認された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

[3] **リスク管理および運用成果のチェック**

委託者の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託者の管理部において日々チェックしており、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用実績のチェックは投資政策委員会および運用評価会議において定期的に行ないます。

③運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

(4) 【分配方針】

①収益分配は年1回、決算時（原則として毎年11月30日。30日が休業日の場合は、翌営業日。）に、以下の分配方針に基づき行ないます。

- [1] 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- [2] 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないこともあります。
- [3] 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- [1] 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- [2] 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- [3] 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受

益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

①株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④先物取引等の運用指図・目的・範囲

[1] 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象②有価証券および指図範囲等[2] a. から d.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

[2] 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象②有価証券および指図範囲等[2] a. から d.」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2) 投資対象②有価証券および指図範囲等〔2〕 a. から d.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 〔1〕 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- 〔2〕 スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 〔3〕 スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項に同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 〔4〕 前項において信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 〔5〕 スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 〔6〕 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑨同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑩外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

⑪投資する株式等の範囲

- [1] 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- [2] 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑫信用取引の指図範囲

- [1] 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- [2] 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑬有価証券の貸付けの指図および範囲

- [1] 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- [2] 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- [3] 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭公社債の借入れ

- [1] 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。
- [2] 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- [3] 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- [4] 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑮資金の借入れ

- 〔1〕 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 〔2〕 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - b. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - c. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 〔3〕 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- 〔4〕 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 〔5〕 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑯同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券にマザーファンドを通じてまたは直接投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

②金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

④流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑤他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑥投資信託に関する一般的なリスク

- [1] 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- [2] 信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- [3] 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- [4] 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

⑦運用体制の変更ならびに運用責任者の交代に関するリスク

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更される場合もあります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中において運用責任者が交代される場合があります。

この場合においてもファンドの運用方針が変更されることはありませんが、運用責任者の交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

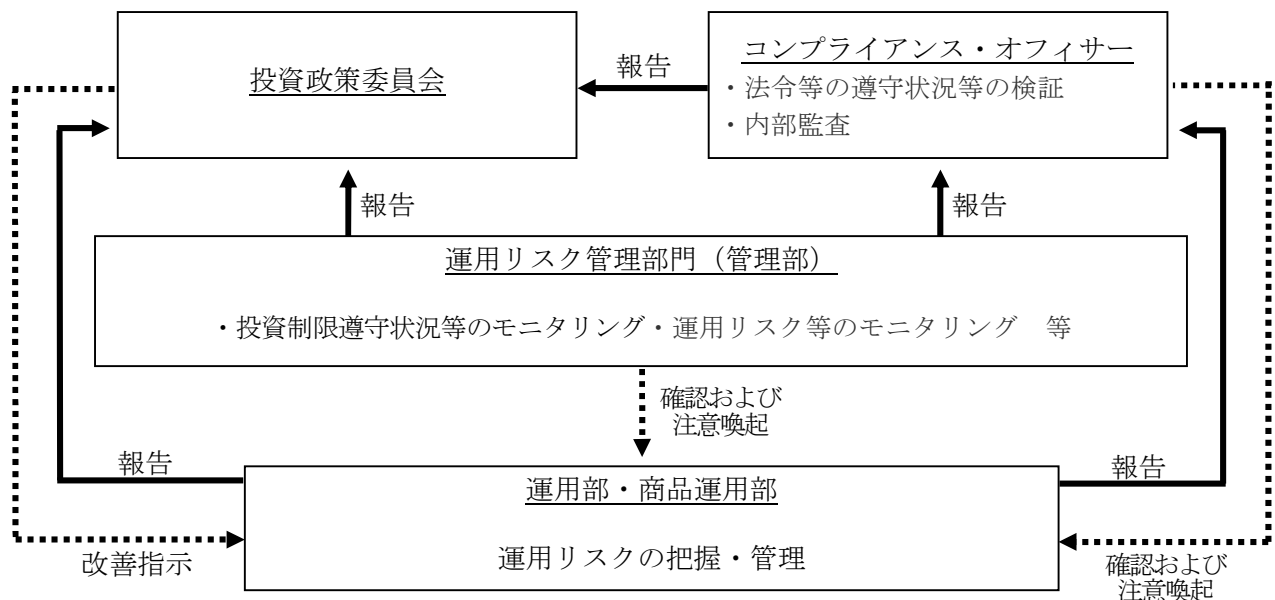
なお、運用責任者の交代があった場合には、運用を中止し、償還する可能性があります。
《その他の留意点》

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。従って、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

（2）リスク管理体制 運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕 委託会社の運用部および商品運用部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔2〕 委託会社の管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会に報告します。
- 〔3〕 管理部およびコンプライアンス・オフィサーは、状況に応じて運用部および商品運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部および商品運用部に対し注意喚起を行い、投資政策委員会において報告を行います。
- 〔4〕 〔3〕 による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

※上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までに係るおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの <u>取得時</u> に係る費用と税金	●申込手数料＋消費税等 申込手数料は販売会社毎に定めます。
ファンドの <u>保有時</u> に係る費用と税金	●信託報酬＋消費税等 ●監査報酬＋消費税等 ●信託事務の諸費用等＋消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等＋消費税等他 ※上記の費用・税金は信託財産中から支払われます。
ファンドの <u>解約・償還時</u> に係る費用と税金	●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。 ○解約代金・償還金に係る税金^(注) 個別元本超過額に対する所得税・地方税

(注) 個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

(詳しくは、後述の「(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。)

※税法が改正された場合等は、上記の税金に係る内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

手数料について、詳しくは販売会社または委託照会先までお問合わせ下さい。

料率上限	役務の内容
3.24% (税抜3.00%) 以内	投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社にお支払いいただきます。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」^{※1}または「償還前乗換え」^{※2}により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

※1 「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

※2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

①解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

②信託財産留保額

ご解約時に、申込日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除いたします。

※「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として信託財産に組入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の162.0（1.620%）（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

支払先	料率(年率)	役務の内容
委託会社	0.7776%(税抜0.72%)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等
販売会社	0.756%(税抜0.70%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	0.0864%(税抜0.08%)	ファンド財産の保管管理、委託会社からの指図の実行等

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ③ 借入有価証券に係る品貸料
- ④ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑤ 投資信託財産に関する租税
- ⑥ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑦ 信託事務の処理に要する諸費用
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
 5. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 7. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

上記、その他の手数料等（④および⑦に要する費用を除きます。）については、ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果としてファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

委託会社は純資産総額に対して委託会社は、上記⑦の信託事務の処理に要する諸費用の支払をファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年 0.108%（税抜 0.10%）を上限とする率（ただし、変更される場合があります。）を毎日乗じて得た額を上記の諸費用等の支払の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、投資信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑦の信託事務の処理に要する諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。係る諸費用は毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※当該「その他の手数料等」の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

◆税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①個人、法人別の課税について

◆個人の投資家に対する課税

【収益分配金に関する課税】

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して 20.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

【解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税】

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 20.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税 5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行われます。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得との通算が可能となります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 80 万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。NISA、ジュニア NISA のご利用には、販売会社で非課税口

座を開設するなど、一定の要件があります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率で源泉徴収*が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除。

②換金（解約）時および償還時の課税について

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

③個別元本について

〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「④収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

④収益分配金の課税について

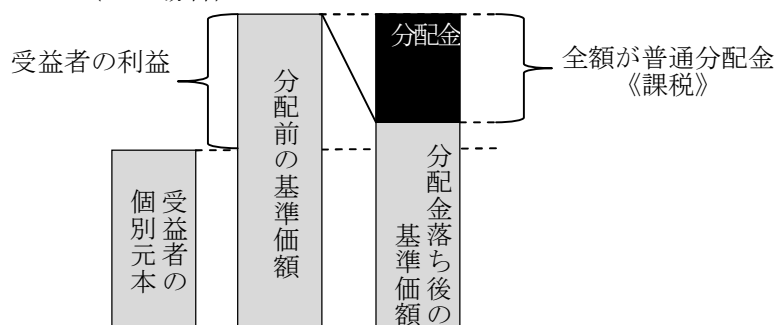
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

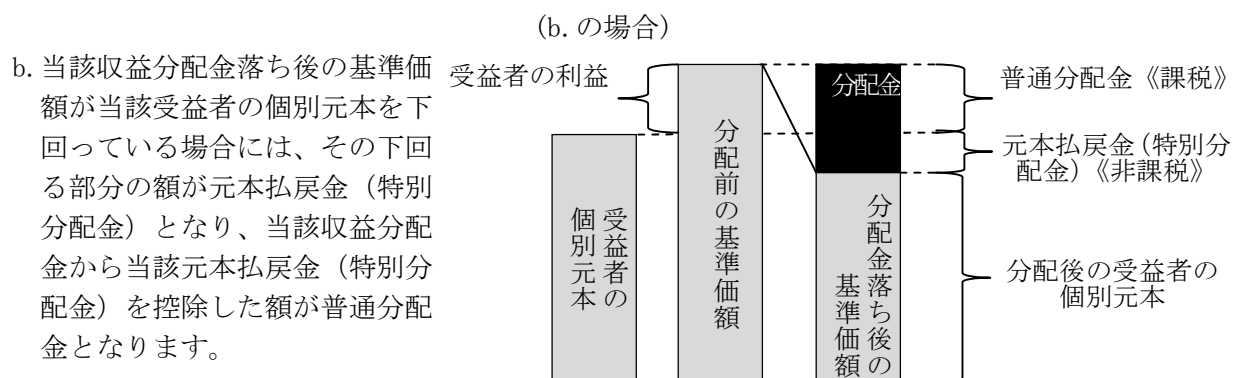
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>

(a. の場合)

a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。





※ 平成 28 年 7 月末日現在のもので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

※※（5）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

以下は平成28年7月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	652,473,888	98.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	7,533,854	1.15
合計（純資産総額）		660,007,742	100.00

<ご参考>

「黒田マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	618,193,500	94.74
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	34,293,960	5.26
合計（純資産総額）		652,487,460	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	黒田マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 －	395,630,541	1.6695 660,505,199	1.6492 652,473,888	－ －	98.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.85%
合計	98.85%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) 黒田マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細 (評価金額上位 30 銘柄)

(単位:円)

	銘柄名 地 域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	大阪ソーダ 日本	株式 化学	62,000	431 26,739,543	439 27,218,000	— —	4.17%
2	東祥 日本	株式 サービス業	4,500	3,505 15,774,045	4,515 20,317,500	— —	3.11%
3	クレスコ 日本	株式 情報・通信業	8,000	1,977 15,815,484	2,408 19,264,000	— —	2.95%
4	日本 M&A センター 日本	株式 サービス業	3,000	5,377 16,132,069	6,290 18,870,000	— —	2.89%
5	ダイフク 日本	株式 機械	7,000	2,001 14,007,000	2,172 15,204,000	— —	2.33%
6	丸和運輸機関 日本	株式 陸運業	5,000	2,420 12,099,158	2,950 14,750,000	— —	2.26%
7	学研ホールディングス 日本	株式 情報・通信業	50,000	263 13,125,907	287 14,350,000	— —	2.20%
8	日本管財 日本	株式 サービス業	8,000	1,999 15,992,000	1,710 13,680,000	— —	2.10%
9	コニシ 日本	株式 化学	10,000	1,314 13,141,301	1,345 13,450,000	— —	2.06%
10	日本瓦斯 日本	株式 小売業	5,500	2,071 11,390,397	2,443 13,436,500	— —	2.06%
11	前田工繊 日本	株式 その他製品	12,000	1,037 12,439,414	1,114 13,368,000	— —	2.05%
12	ジャパンマテリアル 日本	株式 サービス業	3,500	2,500 8,751,107	3,650 12,775,000	— —	1.96%
13	ベネフィット・ワン 日本	株式 サービス業	4,000	2,322 9,288,000	3,185 12,740,000	— —	1.95%
14	ウェルネット 日本	株式 サービス業	7,000	1,329 9,300,495	1,791 12,537,000	— —	1.92%
15	プレステージ・インター 日本	株式 サービス業	8,000	1,142 9,136,000	1,548 12,384,000	— —	1.90%
16	フロイント産業 日本	株式 機械	7,000	1,244 8,704,726	1,740 12,180,000	— —	1.87%
17	コクヨ 日本	株式 その他製品	8,000	1,418 11,344,000	1,514 12,112,000	— —	1.86%
18	日立物流 日本	株式 陸運業	6,000	2,037 12,222,000	2,016 12,096,000	— —	1.85%
19	日本エム・ディ・エム 日本	株式 卸売業	16,000	711 11,382,063	737 11,792,000	— —	1.81%
20	アイチ コーポレーション 日本	株式 機械	14,000	728 10,185,234	823 11,522,000	— —	1.77%
21	オーデリック 日本	株式 電気機器	3,000	3,494 10,482,182	3,800 11,400,000	— —	1.75%
22	日進工具 日本	株式 機械	6,200	2,131 13,212,200	1,802 11,172,400	— —	1.71%
23	ステラ ケミファ 日本	株式 化学	3,000	2,883 8,650,079	3,680 11,040,000	— —	1.69%
24	サンワカンパニー 日本	株式 小売業	27,000	449 12,133,561	406 10,962,000	— —	1.68%

	銘柄名 地 域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
25	イーエムシステムズ 日本	株式 情報・通信業	8,000	1,258 10,064,000	1,320 10,560,000	— —	1.62%
26	パイオラックス 日本	株式 金属製品	2,000	5,480 10,959,187	5,220 10,440,000	— —	1.60%
27	技研製作所 日本	株式 機械	5,500	1,680 9,242,542	1,840 10,120,000	— —	1.55%
28	東洋機械金属 日本	株式 機械	28,500	405 11,538,110	351 10,003,500	— —	1.53%
29	トリケミカル 日本	株式 化学	5,000	1,645 8,226,513	1,979 9,895,000	— —	1.52%
30	ハーツユナイテッドグループ 日本	株式 情報・通信業	3,000	2,023 6,069,000	3,270 9,810,000	— —	1.50%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率
株式	サービス業	22.93%
	情報・通信業	12.09%
	機械	10.76%
	化学	10.30%
	小売業	6.91%
	電気機器	5.51%
	その他製品	5.00%
	陸運業	4.11%
	卸売業	4.02%
	金属製品	3.03%
	輸送用機器	2.51%
	建設業	2.21%
	繊維製品	2.02%
	倉庫運輸関連	1.28%
	ガラス土石製品	1.26%
	不動産業	0.80%
合計		94.74%

(注) 投資比率、ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成 28 年 7 月末日現在及び同日 1 年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額（百万円）		1口当り純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 2006年11月30日	12,552	12,552	0.8348	0.8348
第2期 2007年11月30日	5,479	5,479	0.6273	0.6273
第3期 2008年12月 1日	2,686	2,686	0.4472	0.4472
第4期 2009年11月30日	1,755	1,755	0.4838	0.4838
第5期 2010年11月30日	1,207	1,207	0.5063	0.5063
第6期 2011年11月30日	902	902	0.5031	0.5031
第7期 2012年11月30日	747	747	0.5714	0.5714
第8期 2013年12月 2日	1,070	1,070	0.9283	0.9283
第9期 2014年12月 2日	825	839	1.1736	1.1936
2015年 7月末日	698	—	1.3852	—
8月末日	778	—	1.3229	—
9月末日	766	—	1.2686	—
10月末日	783	—	1.3471	—
第10期 2015年11月30日	798	809	1.3858	1.4058
12月末日	789	—	1.3956	—
2016年 1月末日	752	—	1.3299	—
2月末日	692	—	1.2470	—
3月末日	731	—	1.3641	—
4月末日	703	—	1.3272	—
5月末日	705	—	1.3736	—
6月末日	660	—	1.3244	—
7月末日	660	—	1.3534	—

②【分配の推移】

期	1口当り分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円
第6期	0.0000 円
第7期	0.0000 円
第8期	0.0000 円
第9期	0.0200 円
第10期	0.0200 円

③【収益率の推移】

期	収益率 (%)
第1期	△16.5
第2期	△24.9
第3期	△28.7
第4期	8.2
第5期	4.7
第6期	△0.6
第7期	13.6
第8期	62.5
第9期	28.6
第10期	19.8
第11期（中間期）	△0.9

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

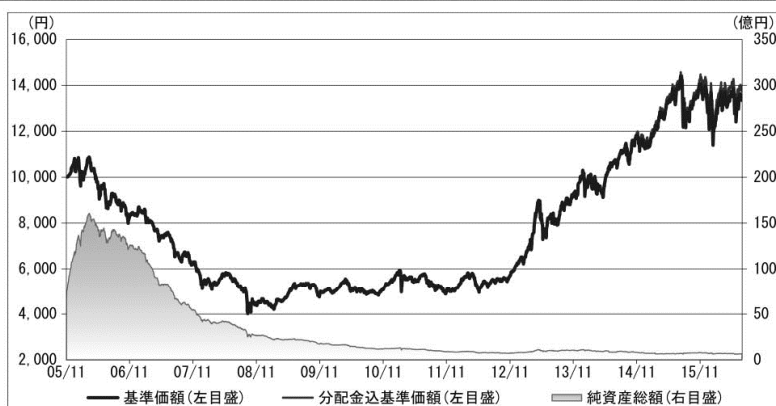
（4）【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	16,957,030,000	1,920,690,000	15,036,340,000
第2期	662,970,303	6,965,270,638	8,734,039,665
第3期	92,020,000	2,821,111,565	6,004,948,100
第4期	4,690,000	2,381,020,000	3,628,618,100
第5期	450,805	1,224,329,455	2,384,739,450
第6期	6,836,937	598,887,197	1,792,689,190
第7期	4,544,583	489,560,626	1,307,673,147
第8期	41,232,560	195,744,150	1,153,161,557
第9期	111,630,956	562,120,580	702,671,933
第10期	117,345,444	244,234,666	575,782,711
第11期（中間期）	15,350,205	78,123,818	513,009,098

(参考資料) 運用実績 2016年7月末日時点

3.運用実績(2016年7月末日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託財産控除後です。

※分配金込み基準価額は、税引き前分配金を単純に合算したものです。

基準価額	13,534円
純資産総額	6.6億円

分配の推移

決算日	分配金
第6期 2011年11月30日	0円
第7期 2012年11月30日	0円
第8期 2013年12月 2日	0円
第9期 2014年12月 1日	200円
第10期 2015年11月30日	200円
設定来累計	400円

※上記分配金は、1万口当り、税引き前です。

主要資産の状況(マザーファンド)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	618,193,500	94.74
現金・預金・その他資産(負債控除後)	34,293,960	5.26
合計(純資産総額)	652,487,460	100.00

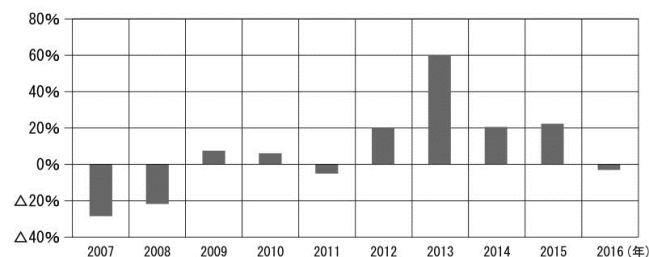
組入上位10銘柄		
順位	銘柄	投資比率(%)
1	大阪ソーダ	4.17
2	東祥	3.11
3	クレスコ	2.95
4	日本 M&A センター	2.89
5	ダイフク	2.33
6	丸和運輸機関	2.26
7	学研ホールディングス	2.20
8	日本管財	2.10
9	コニシ	2.06
10	日本瓦斯	2.06

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

組入上位10業種		
順位	業種	投資比率(%)
1	サービス業	22.93
2	情報・通信業	12.09
3	機械	10.76
4	化学	10.30
5	小売業	6.91
6	電気機器	5.51
7	その他製品	5.00
8	陸運業	4.11
9	卸売業	4.02
10	金属製品	3.03

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※決算時の分配金を非課税で再投資したものととして計算しております。

※2016年は年初から7月末日までの収益率を表示しております。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、表紙に記載のホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問い合わせ下さい。

※申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

《委託会社照会先》

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

■ お電話によるお問い合わせ先

電話番号 03-3523-8118

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

■ インターネットホームページ

<http://www.toranotecasset.com/>

販売の単位は、「分配金受取コース」の場合は1万口以上1万口単位、「分配金再投資コース」の場合は1円以上1円単位とします。ただし、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

※販売の単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

- 取得申込日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社照会先までお問い合わせ下さい。

- 収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録をことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行な

います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

2 【換金(解約)手続等】

- ①受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 万口単位または 1 口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
なお、受付は、原則として営業日の午後 3 時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。
また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④受益者が①の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から販売会社において受益者に支払います。
- ⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記③の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約に関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

※一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせ下さい。

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

※換金の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

- ⑧販売会社による受益権の買取りを希望される受益者は取得申込みを取扱った販売会社にお問合わせ下さい。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせ下さい。

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただきます基準価額は、前日以前のものとなります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成 32 年 11 月 30 日まで、または (5) ① a.、c.、i.、j.、および l. の規定による信託終了の日までとします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記(3)に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託の終了

- a. 委託者は、信託財産契約の一部を解約することにより、受益権の口数が 5 億口を下回る場合となった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解除し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、前項の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、下記 d. から g. に従います。
- c. 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- d. 委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- f. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。

- g. 委託者は、上記の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- h. 上記 e. から g. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 e. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- i. 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- j. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記②の d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- k. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、信託約款の変更の規定に従い、新受託者を選任します。
- l. 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

- a. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更をしません。
- e. 委託者は、上記の規定により、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 a. ～e. の規定に従います。

③運用報告書

- 1. 当ファンドについて、委託者は、計算期間の終了毎および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、原則として販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に交付します。
- 2. また、委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
(委託会社のホームページアドレス) [http:// www.toranotecasset.com/](http://www.toranotecasset.com/)
- 3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

④委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤公告

1. 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

[http:// www.toranotecasset.com/](http://www.toranotecasset.com/)

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

⑦異議申立ておよび受益権の買取請求

上記①a. および①c. に規定する信託契約の解約または上記②a. に規定する信託約款の変更を行なう場合において、上記①e. または②c. の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きについては、①d. または②b. に規定する公告または書面に付記します。

⑧関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金請求権

- 〔1〕収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- 〔2〕上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 〔3〕受益者が、収益分配金については、上記〔1〕に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

②一部解約請求権

- 〔1〕受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 〔2〕一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払います。

③償還金請求権

- 〔1〕償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- 〔2〕受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 10 期計算期間（平成 26 年 12 月 2 日から平成 27 年 11 月 30 日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

ばんせい投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛 ⑤

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 雅 人 ⑤

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている黒田アクティブジャパンの平成26年12月2日から平成27年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒田アクティブジャパンの平成27年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【黒田アクティブジャパン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期計算期間末 平成26年12月1日現在	第10期計算期間末 平成27年11月30日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,468,777	27,459,144
親投資信託受益証券	830,222,326	795,282,700
未収入金	17,000,000	—
流動資産合計	859,691,103	822,741,844
資産合計	859,691,103	822,741,844
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,053,438	11,515,654
未払解約金	13,297,980	6,997,500
未払受託者報酬	385,607	317,536
未払委託者報酬	6,845,227	5,637,034
その他未払費用	467,996	364,637
流動負債合計	35,050,248	24,832,361
負債合計	35,050,248	24,832,361
純資産の部		
元本等		
元本	702,671,933	575,782,711
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	121,968,922	222,126,772
（分配準備積立金）	131,690,493	198,047,181
元本等合計	824,640,855	797,909,483
純資産合計	824,640,855	797,909,483
負債純資産合計	859,691,103	822,741,844

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期計算期間 自 平成25年12月3日 至 平成26年12月1日	第10期計算期間 自 平成26年12月 2日 至 平成27年11月30日
営業収益		
受取利息	1,309	347
有価証券売買等損益	250,462,469	146,560,374
営業収益合計	250,463,778	146,560,721
営業費用		
受託者報酬	815,863	629,515
委託者報酬	14,482,932	11,175,368
その他費用	984,933	738,186
営業費用合計	16,283,728	12,543,069
営業利益又は営業損失（△）	234,180,050	134,017,652
経常利益又は経常損失（△）	234,180,050	134,017,652
当期純利益又は当期純損失（△）	234,180,050	134,017,652
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	57,523,050	12,255,637
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△82,694,539	121,968,922
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,059,899	32,431,872
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,405,655	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,654,244	32,431,872
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	42,520,383
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	42,520,383
分配金	14,053,438	11,515,654
期末剰余金又は期末欠損金（△）	121,968,922	222,126,772

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第10期計算期間 自 平成26年12月 2日 至 平成27年11月30日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1) 当ファンドの計算期間は、平成26年12月2日から平成27年11月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期計算期間末 平成26年12月1日現在	第10期計算期間末 平成27年11月30日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 702, 671, 933口	1 計算期間の末日における受益権の総数 575, 782, 711口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 ー円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 ー円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 1. 1736円 (10, 000口当り純資産額 11, 736円)	3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 1. 3858円 (10, 000口当り純資産額 13, 858円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

損益及剰余金計算書に関する注記

第9期計算期間 自 平成25年12月3日 至 平成26年12月1日	第10期計算期間 自 平成26年12月 2日 至 平成27年11月30日																																																												
1 分配金の計算過程 平成25年12月3日から平成26年12月1日まで 当該期末における分配対象金額145, 751, 687円 (10, 000口当り2, 074円)のうち、14, 053, 438円 (10, 000口当り200円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 平成26年12月2日から平成27年11月30日まで 当該期末における分配対象金額233, 642, 426円 (10, 000口当り4, 057円)のうち、11, 515, 654円 (10, 000口当り200円)を分配金額としております。																																																												
<table> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1, 049円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>145, 687, 827円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>7, 756円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>55, 055円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E=A+B+C+D$</td> <td>145, 751, 687円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>702, 671, 933口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当り収益分配対象額</td> <td>$G=E/F \times 10, 000$</td> <td>2, 074円</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当り分配金額</td> <td>H</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I=F \times H / 10, 000$</td> <td>14, 053, 438円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1, 049円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	145, 687, 827円	収益調整金額	C	7, 756円	分配準備積立金額	D	55, 055円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	145, 751, 687円	当ファンドの期末残存口数	F	702, 671, 933口	10, 000口当り収益分配対象額	$G=E/F \times 10, 000$	2, 074円	10, 000口当り分配金額	H	200円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10, 000$	14, 053, 438円	<table> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>321円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>121, 761, 694円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>24, 079, 591円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>87, 800, 820円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E=A+B+C+D$</td> <td>233, 642, 426円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>575, 782, 711口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当り収益分配対象額</td> <td>$G=E/F \times 10, 000$</td> <td>4, 057円</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当り分配金額</td> <td>H</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I=F \times H / 10, 000$</td> <td>11, 515, 654円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	321円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	121, 761, 694円	収益調整金額	C	24, 079, 591円	分配準備積立金額	D	87, 800, 820円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	233, 642, 426円	当ファンドの期末残存口数	F	575, 782, 711口	10, 000口当り収益分配対象額	$G=E/F \times 10, 000$	4, 057円	10, 000口当り分配金額	H	200円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10, 000$	11, 515, 654円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1, 049円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	145, 687, 827円																																																											
収益調整金額	C	7, 756円																																																											
分配準備積立金額	D	55, 055円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	145, 751, 687円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	702, 671, 933口																																																											
10, 000口当り収益分配対象額	$G=E/F \times 10, 000$	2, 074円																																																											
10, 000口当り分配金額	H	200円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10, 000$	14, 053, 438円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	321円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	121, 761, 694円																																																											
収益調整金額	C	24, 079, 591円																																																											
分配準備積立金額	D	87, 800, 820円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	233, 642, 426円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	575, 782, 711口																																																											
10, 000口当り収益分配対象額	$G=E/F \times 10, 000$	4, 057円																																																											
10, 000口当り分配金額	H	200円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10, 000$	11, 515, 654円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第9期計算期間 自 平成25年12月3日 至 平成26年12月1日	第10期計算期間 自 平成26年12月 2日 至 平成27年11月30日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」などの「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」にさらされております。 3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。 市場リスクについては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクについては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクについては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1 金融商品に対する取組方針 同左 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左 3 金融商品に係るリスク管理体制 同左 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第9期計算期間末 平成26年12月1日現在	第10期計算期間末 平成27年11月30日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期計算期間 自 平成25年12月3日 至 平成26年12月1日	第10期計算期間 自 平成26年12月 2日 至 平成27年11月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第9期計算期間 自 平成25年12月3日 至 平成26年12月1日	第10期計算期間 自 平成26年12月 2日 至 平成27年11月30日
期首元本額 1, 153, 161, 557円	期首元本額 702, 671, 933円
期中追加設定元本額 111, 630, 956円	期中追加設定元本額 117, 345, 444円
期中一部解約元本額 562, 120, 580円	期中一部解約元本額 244, 234, 666円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第9期計算期間 自 平成25年12月3日 至 平成26年12月1日	第10期計算期間 自 平成26年12月 2日 至 平成27年11月30日
種類	損益に含まれた評価差額	損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	185, 095, 657円	131, 705, 458円
合計	185, 095, 657円	131, 705, 458円

3 デリバティブ取引関係

第9期計算期間 (自 平成25年12月3日 至 平成26年12月1日)

該当事項はございません。

第10期計算期間 (自 平成26年12月2日 至 平成27年11月30日)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成27年11月30日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成27年11月30日現在）

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	黒田マザーファンド	475,960,680	795,282,700	
合計		475,960,680	795,282,700	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

(参考)

黒田マザーファンド

当ファンドは、「黒田マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「黒田マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 《貸借対照表》

対象年月日	平成27年11月30日現在
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	53,635
コール・ローン	62,831,507
株式	739,104,300
未収入金	6,864,927
未収配当金	2,470,700
流動資産合計	811,325,069
資産合計	811,325,069
負債の部	
流動負債	
未払金	16,036,283
流動負債合計	16,036,283
負債合計	16,036,283
純資産の部	
元本等	
元本	475,960,680
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	319,328,106
元本等合計	795,288,786
純資産合計	795,288,786
負債純資産合計	811,325,069

(2)《注記表》

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成26年12月 2日 至 平成27年11月30日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1)現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。

(その他の注記)

平成27年11月30日現在	
1 期首	平成26年12月2日
期首元本額	606,532,968円
期首より平成27年11月30日までの期中追加設定元本額	84,804,848円
期首より平成27年11月30日までの期中一部解約元本額	215,377,136円
期末元本額	475,960,680円
期末元本額の内訳*	
黒田アクティブジャパン	475,960,680円
2 元本の欠損の額	-
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	
1口当りの純資産額	1.6709円
(10,000口当りの純資産額)	16,709円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)《附属明細表》

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成27年11月30日現在)

通貨	銘柄名	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	JESCO ホールディングス	15,000	530	7,950,000	
	住江織物	40,000	355	14,200,000	
	セレン	6,000	1,470	8,820,000	
	ハビックス	15,000	537	8,055,000	
	大阪ソーダ	40,000	433	17,320,000	
	三光合成	40,000	395	15,800,000	
	日水製薬	10,000	1,378	13,780,000	
	ニチアス	10,000	806	8,060,000	
	東京製綱	55,000	188	10,340,000	
	オーエスジー	5,000	2,432	12,160,000	
	日進工具	6,200	2,131	13,212,200	
	タック	7,000	2,001	14,007,000	
	CKD	10,000	1,323	13,230,000	
	竹内製作所	6,000	2,636	15,816,000	
	JUKI	8,000	1,178	9,424,000	
	大豊工業	4,600	1,407	6,472,200	
	日本電産	1,000	9,518	9,518,000	
	オプテックス・エフエー	8,300	768	6,374,400	
	日置電機	6,500	2,270	14,755,000	
	オプテックス	4,000	2,697	10,788,000	
	富士通フロンテック	5,000	1,520	7,600,000	
	図研	10,000	1,190	11,900,000	
	芝浦電子	4,000	1,740	6,960,000	
	日本精機	5,000	2,477	12,385,000	
	タムロン	3,000	2,385	7,155,000	
	クレステック	10,000	1,031	10,310,000	
	トキ	15,000	944	14,160,000	
	三菱鉛筆	1,200	5,810	6,972,000	
	コクヨ	8,000	1,418	11,344,000	
	日立物流	6,000	2,037	12,222,000	
	丸和運輸機関	4,400	2,564	11,281,600	
	キムラユニティ	6,000	1,352	8,112,000	
	ヒト・コミュニケーションズ	5,500	2,403	13,216,500	
	ハーツエナティッドグループ	5,000	2,023	10,115,000	
	パイブートHD	7,000	1,630	11,410,000	
	ティー・ワイ・オー	80,000	237	18,960,000	
	クレスコ	8,000	2,056	16,448,000	
	テシタルカレージ	7,000	1,988	13,916,000	
	イーエムシステムズ	4,000	2,516	10,064,000	
	日本エニシ	8,500	1,368	11,628,000	
	アルファボリス	3,500	2,753	9,635,500	
	学研ホールディングス	45,000	265	11,925,000	
	テンポスハースタース	8,500	2,009	17,076,500	
	あいホールディングス	2,500	3,120	7,800,000	
	日本エム・ティ・エム	12,000	725	8,700,000	
	イエローハット	4,500	2,652	11,934,000	
	あみやき亭	2,000	4,495	8,990,000	
	シュビーン	6,400	1,274	8,153,600	
	鳥貴族	2,400	2,782	6,676,800	
	サックスバーホールディング	7,000	2,033	14,231,000	
	日立キャピタル	3,500	3,445	12,057,500	
	日本管理センター	7,000	1,445	10,115,000	

	日本 M&A センター	3,000	5,500	16,500,000	
	コンタカホールディングス	3,000	2,319	6,957,000	
	エフコ	4,000	1,510	6,040,000	
	ベネフィット・ワン	4,000	2,322	9,288,000	
	ウェルネット	5,500	2,611	14,360,500	
	一休	3,000	2,430	7,290,000	
	プレスステージ・インター	11,000	1,142	12,562,000	
	リポートトラスト	2,000	3,285	6,570,000	
	KeePer 技研	8,000	1,610	12,880,000	
	パートナーエージェント	5,000	2,442	12,210,000	
	東祥	7,000	3,435	24,045,000	
	日本管財	8,000	1,999	15,992,000	
	鎌倉新書	200	1,000	200,000	
計	銘柄数:66			739,104,300	
	組入時価比率:92.9%			100%	
合計				739,104,300	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

黒田アクティブジャパン

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）（以下、「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 11 中間計算期間（平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年7月29日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている黒田アクティブジャパンの平成27年12月1日から平成28年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、黒田アクティブジャパンの平成28年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年12月1日から平成28年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【黒田アクティブジャパン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第11期中間計算期間末 平成28年5月31日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		8,856,109
親投資信託受益証券		704,129,710
未収入金		4,000,000
流動資産合計		716,985,819
資産合計		716,985,819
負債の部		
流動負債		
未払解約金		6,086,909
未払受託者報酬		313,004
未払委託者報酬		5,556,553
その他未払費用		375,072
流動負債合計		12,331,538
負債合計		12,331,538
純資産の部		
元本等		
元本		513,009,098
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		191,645,183
(分配準備積立金)		172,028,799
元本等合計		704,654,281
純資産合計		704,654,281
負債純資産合計		716,985,819

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期中間計算期間 自 平成27年 12月 1日 至 平成28年 5月31日
営業収益	
受取利息	26
有価証券売買等損益	△4, 552, 990
営業収益合計	△4, 552, 964
営業費用	
支払利息	628
受託者報酬	313, 004
委託者報酬	5, 556, 553
その他費用	375, 072
営業費用合計	6, 245, 257
営業利益又は営業損失 (△)	△10, 798, 221
経常利益又は経常損失 (△)	△10, 798, 221
中間純利益又は中間純損失 (△)	△10, 798, 221
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△4, 825, 594
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	222, 126, 772
剰余金増加額又は欠損金減少額	5, 278, 258
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5, 278, 258
剰余金減少額又は欠損金増加額	29, 787, 220
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29, 787, 220
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	191, 645, 183

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第11期中間計算期間 自 平成27年 12月 1日 至 平成28年 5月 31日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	(1) 当ファンドの計算期間は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成27年12月1日から平成28年5月31日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第11期中間計算期間末 平成28年 5月31日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	513, 009, 098口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	－円
3 中間計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 (10, 000口当り純資産額)	1. 3736円 13, 736円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期中間計算期間 自 平成27年 12月 1日 至 平成28年 5月 31日
該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第11期中間計算期間末 平成28年 5月31日現在	
1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第11期中間計算期間 自 平成27年 12月 1日 至 平成28年 5月 31日	
期首元本額	575,782,711円
期中追加設定元本額	15,350,205円
期中一部解約元本額	78,123,818円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はございません。

(参考)

黒田マザーファンド

当ファンドは、「黒田マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「黒田マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 《貸借対照表》

対象年月日	平成28年 5月31日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	205,443
コール・ローン	46,842,224
株式	657,832,400
未収配当金	4,980,275
流動資産合計	709,860,342
資産合計	709,860,342
負債の部	
流動負債	
未払金	1,716,981
未払解約金	4,000,000
流動負債合計	5,716,981
負債合計	5,716,981
純資産の部	
元本等	
元本	421,786,097
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	282,357,264
元本等合計	704,143,361
純資産合計	704,143,361
負債純資産合計	709,860,342

(2) 《注記表》

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 12月 1日 至 平成28年 5月 31日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

平成28年5月31日現在	
1 期首	平成27年12月1日
期首元本額	475,960,680円
期首より平成27年6月1日までの期中追加設定元本額	7,279,516円
期首より平成27年6月1日までの期中一部解約元本額	61,454,099円
期末元本額	421,786,097円
期末元本額の内訳*	
黒田アクティブジャパン	421,786,097円
2 元本の欠損	－円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	
1口当り純資産額	1.6694円
(10,000口当り純資産額)	16,694円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成 28 年 7 月 29 日現在
I 資産総額	661,858,608 円
II 負債総額	1,850,866 円
III 純資産総額 (I - II)	660,007,742 円
IV 発行済数量	487,681,136 口
V 1 単位当り純資産額 (III / IV)	1.3534 円

(参考) 黒田マザーファンド

純資産額計算書

	平成 28 年 7 月 29 日現在
I 資産総額	652,487,460 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	652,487,460 円
IV 発行済数量	395,630,541 口
V 1 単位当り純資産額 (III / IV)	1.6492 円

第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません

(2) 再交付

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 名義書換手続きの停止

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

(5) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等

の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成28年7月末日現在）

現在の資本金の額	5億8,200万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	22,880株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：

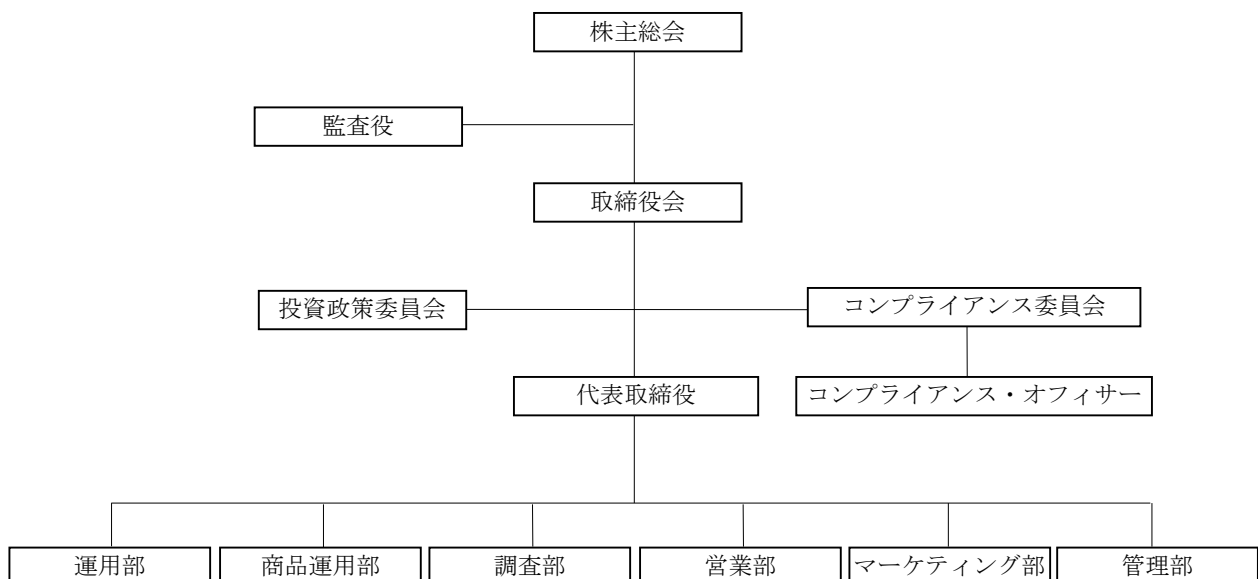
平成24年 3月29日	資本金	514.5百万円に増資
平成25年 3月28日	資本金	522百万円に増資
平成26年 9月30日	資本金	542百万円に増資
平成26年11月21日	資本金	552百万円に増資
平成27年 3月31日	資本金	557百万円に増資
平成27年 6月25日	資本金	562百万円に増資
平成27年 9月30日	資本金	567百万円に増資
平成27年12月25日	資本金	574.5百万円に増資
平成28年 7月21日	資本金	582百万円に増資

(2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

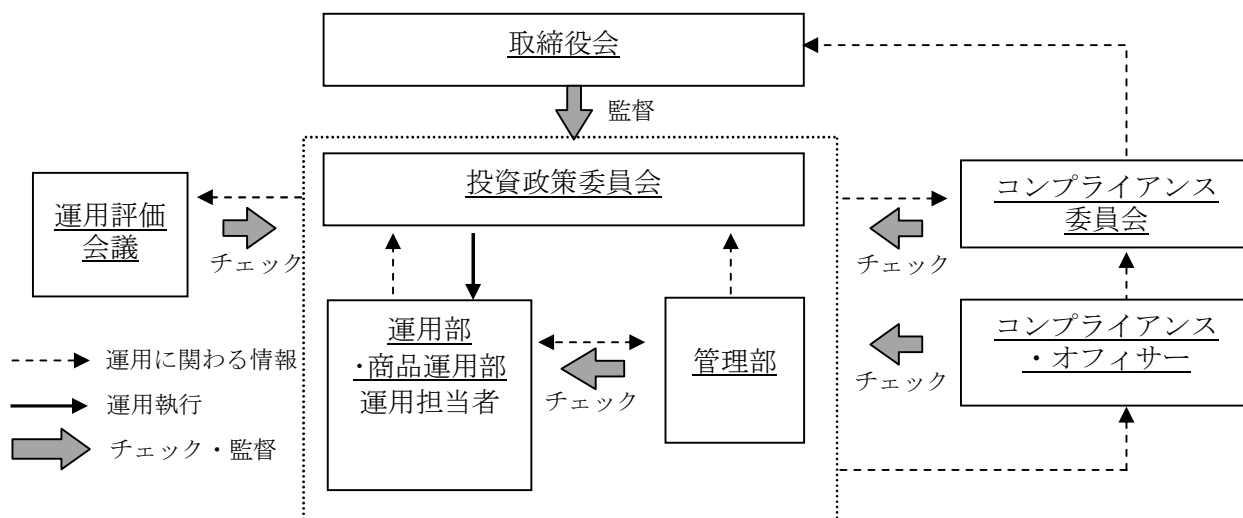
①会社の意思決定機構

取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

（組織図）



②投資運用の意思決定機構



(取締役会)

- ・運用担当取締役および「コンプライアンス委員会」「運用評価会議」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を徴収して運用全体を管理監督いたします。

(投資政策委員会)

- ・代表取締役社長に加え、運用部門担当取締役、調査部門担当取締役、管理部門担当取締役、運用部長、商品運用部長、コンプライアンス・オフィサーにより構成されます。
- ・運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績を審議し、決定したうえで、コンプライアンス委員会へ付議します。

(コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー)

- ・投資政策委員会において決定された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認し、承認します。
- ・適合性が確認できない場合、運用担当者（計画立案者）に変更指図を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める場合、その議案の審議を中止させることができます。

(運用部)

- ・投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

(運用評価会議)

- ・代表取締役社長に加え、全取締役、運用部長、商品運用部長、コンプライアンス・オフィサーにより構成されます。
- ・各ファンドの運用実績（パフォーマンス）に関して、パフォーマンスの要因分析等を通じて、何らかの問題点や改善すべき点がないかどうか検証します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成 28 年 7 月末日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	5	1,661
合計	5	1,661

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づき、当事業年度(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)の財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 27 日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 曾我 隆二 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)	※1				
流動資産					
現金及び預金			60,574		61,720
前払費用			2,150		2,067
未収委託者報酬			7,631		5,089
未収収益			7,281		6,751
立替金			6,108		5,682
その他			544		157
貸倒引当金			△3,915		△3,003
流動資産計			80,375		78,465
固定資産					
有形固定資産					
建物		2,204		2,204	
減価償却累計額		△1,492	711	△1,704	499
器具備品		9,772		9,772	
減価償却累計額		△8,802	970	△9,306	466
有形固定資産計			1,682		965
無形固定資産					
電話加入権			288		288
無形固定資産計			288		288
固定資産計			1,970		1,253
資産合計			82,346		79,718

		前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			2, 872		1, 616
未払金					
未払手数料	※1		3, 133		2, 387
その他未払金	※1		5, 168		4, 137
未払費用			6, 368		4, 181
未払法人税等			2, 040		1, 616
賞与引当金			3, 032		2, 729
流動負債計			22, 616		16, 668
負債合計			22, 616		16, 668
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			557, 000		574, 500
資本剰余金					
資本準備金		317, 000		334, 500	
その他資本剰余金		1, 465		1, 465	
資本剰余金計			318, 465		335, 965
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△815, 736		△847, 415	
利益剰余金計			△815, 736		△847, 415
株主資本合計			59, 729		63, 049
純資産合計			59, 729		63, 049
負債純資産合計			82, 346		79, 718

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬		64,513		39,828	
投資顧問料	※ 1	58,852		70,787	
その他営業収益	※ 1	5,555		5,555	
営業収益計			128,921		116,171
営業費用					
支払手数料	※ 1	21,825		13,621	
広告宣伝費	※ 1	2,310		—	
受益証券発行費		248		245	
調査費					
調査費		904		700	
委託調査費		6,925		5,825	
委託計算費		38,213		37,353	
営業雑経費					
通信費		1,380		1,383	
協会費		1,112		1,034	
諸会費		1,989		1,996	
貸倒引当金繰入額		3,407		3,000	
その他営業雑経費		3,826		4,258	
営業費用計			82,142		69,418
一般管理費					
給料					
役員報酬		11,100		14,400	
給料・手当		50,495		39,828	
賞与		8,791		2,636	
賞与引当金繰入額		2,939		2,688	
交際費		275		—	
旅費交通費		375		249	
租税公課		2,256		2,888	
不動産賃借料	※1	10,477		8,804	
固定資産減価償却費		921		717	
諸経費	※1	18,356		15,820	
一般管理費計			105,989		88,032
営業利益又は損失 (△)			△59,210		△41,279
営業外収益					
受取利息		24		9	
雑益		4		2	
営業外収益計			28		12
営業外費用					
株式交付費		245		122	
雑損失		71		—	
営業外費用計			316		122
経常利益又は損失 (△)			△59,498		△41,389

		前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
特別利益	※1				
受贈益		—		10,000	
特別利益計			—		10,000
特別損失					
和解金		102,511		—	
特別損失計			102,511		—
税引前当期純利益又は純損失(△)			△162,009		△31,389
法人税、住民税及び事業税			950		290
当期純利益又は純損失 (△)			△162,959		△31,679

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	522,000	557,000
当期変動額		
新株の発行	35,000	17,500
当期変動額合計	35,000	17,500
当期末残高	557,000	574,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	282,000	317,000
当期変動額		
新株の発行	35,000	17,500
当期変動額合計	35,000	17,500
当期末残高	317,000	334,500
その他資本剰余金		
当期首残高	1,465	1,465
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,465	1,465
資本剰余金合計		
当期首残高	283,465	318,465
当期変動額		
新株の発行	35,000	17,500
当期変動額合計	35,000	17,500
当期末残高	318,465	335,965
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△652,776	△815,736
当期変動額		
当期純利益又は純損失 (△)	△162,959	△31,679
当期変動額合計	△162,959	△31,679
当期末残高	△815,736	△847,415
株主資本合計		
当期首残高	152,689	59,729
当期変動額		
新株の発行	70,000	35,000
当期純利益又は純損失 (△)	△162,959	△31,679
当期変動額合計	△92,959	3,320
当期末残高	59,729	63,049
純資産合計		
当期首残高	152,689	59,729
当期変動額		
新株の発行	70,000	35,000
当期純利益又は純損失 (△)	△162,959	△31,679
当期変動額合計	△92,959	3,320
当期末残高	59,729	63,049

(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
1. 固定資産の減価償却の方法	イ 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物 8～15年 工具器具及び備品 3～15年
2. 繰延資産の処理方法	イ 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
3. 引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度まで「流動負債」の「未払金」に含めていた「未払手数料」は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により明瞭に表示するため、当事業年度より「未払手数料」と「その他未払金」として表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払金」に表示していた 8,302 千円は、「未払手数料」3,133 千円、「その他未払金」5,168 千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

該当事項はありません。

(修正再表示に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
※1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	※1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
未収収益 5,430	未収収益 6,417
未払手数料 124	未払手数料 493
その他未払金 4	その他未払金 303

(損益計算書関係)

(単位：千円)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
関係会社からの投資一任報酬 48,555	関係会社からの投資一任報酬 65,575
関係会社への販売代行手数料 5,268	関係会社への販売代行手数料 4,668
関係会社からのコンサルティング料 5,555	関係会社からのコンサルティング料 5,555
関係会社への地代家賃 10,243	関係会社への地代家賃 8,561
関係会社へのロゴ掲載代 2,310	関係会社への経営指導料 277
	関係会社からの受贈益 10,000

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	20,480	1,400	—	21,880

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 1,400 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	21,880	700	—	22,580

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、株主割当増資による新株の発行によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

平成 27 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	60,574	60,574	—
(2) 未収委託者報酬	7,631	7,631	—
(3) 未収収益	7,281	7,281	—
(4) 立替金	6,108	6,108	—
貸倒引当金※	△3,915	△3,915	—
資産計	77,680	77,680	—
(1) 未払手数料	3,133	3,133	—
(2) その他未払金	5,168	5,168	—
(3) 未払費用	6,368	6,368	—
(4) 預り金	2,872	2,872	—
(5) 未払法人税等	2,040	2,040	—
負債計	19,583	19,583	—

※立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払手数料 (2) その他未払金 (3) 未払費用 (4) 預り金 (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	61,720	61,720	—
(2) 未収委託者報酬	5,089	5,089	—
(3) 未収収益	6,751	6,751	—
(4) 立替金	5,682	5,682	—
貸倒引当金※	△3,003	△3,003	—
資産計	76,239	76,239	—
(1) 預り金	1,616	1,616	—
(2) 未払手数料	2,387	2,387	—
(3) その他未払金	4,137	4,137	—
(4) 未払費用	4,181	4,181	—
(5) 未払法人税等	1,616	1,616	—
負債計	13,939	13,939	—

※立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払手数料 (3) その他未払金 (4) 未払費用 (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算後の償還予定額

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	61,720	—	—	—
未収委託者報酬	5,089	—	—	—
未収収益	6,751	—	—	—
合計	73,560	—	—	—

立替金については、回収予定額が見込めないため記載しておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)																																				
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>213,408</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>360</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>1,295</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,003</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td><td>216,068</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△216,068</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	213,408	未払事業税	360	貸倒引当金	1,295	賞与引当金	1,003	繰延税金資産 小計	216,068	評価性引当額	△216,068	繰延税金資産の純額	—	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>171,628</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>764</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>926</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>842</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>31</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td><td>174,191</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△174,191</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産 合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	171,628	未払事業税	764	貸倒引当金	926	賞与引当金	842	その他	31	繰延税金資産 小計	174,191	評価性引当額	△174,191	繰延税金資産 合計	—	繰延税金資産の純額	—
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	213,408																																				
未払事業税	360																																				
貸倒引当金	1,295																																				
賞与引当金	1,003																																				
繰延税金資産 小計	216,068																																				
評価性引当額	△216,068																																				
繰延税金資産の純額	—																																				
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	171,628																																				
未払事業税	764																																				
貸倒引当金	926																																				
賞与引当金	842																																				
その他	31																																				
繰延税金資産 小計	174,191																																				
評価性引当額	△174,191																																				
繰延税金資産 合計	—																																				
繰延税金資産の純額	—																																				
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。																																				
3. 決算日後の法人税等の税率の変更 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号) および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 2 号) が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については 35.6%から 33.1%に、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは 32.3%に変更されます。 なお、この税率変更による影響はありません。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 10 号) および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 13 号) が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より法人税率等の引下げ等が行われることになりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の 33.1%から平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度、及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に見込まれる一時差異については、30.6%となります。なお、この税率変更による影響はありません。																																				

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客 からの収益	49,555	9,296	64,513	5,555	128,921

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	119,624	9,296	128,921

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium I Company
営業収益	54,110	7,722

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客 からの収益	65,575	5,211	39,828	5,555	116,171

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	110,959	5,211	116,171

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社
営業収益	71,131

＜報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報＞

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

＜報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報＞

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

＜報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報＞

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	の会社等 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	なし	投資一任契約 当社投信商品の販売	投資顧問料の受取	48,555	未収収益 未払金	5,430
							代行販売手数料の支払	5,268		
							コンサルティング料の受取	5,555		128
							地代家賃の支払	10,243		
							ロゴ掲載費用の支払い	2,310		

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 投資顧問料およびコンサルティング料については、それぞれ両者協議の上、決定しております。

3. 代行販売手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

4. 地代家賃については、実際の使用面積を基に算出しています。

5. ロゴ掲載費用については、両者協議の上、負担割合を決定しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

ばんせいホールディングス株式会社（未上場）

※平成 26 年 10 月 14 日付けで、ばんせいホールディングス株式会社は、ばんせい証券株式会社より当社の株式を 100%取得しております。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ばんせいホールディングス株式会社	東京都中央区	1,558,250	持株会社	被所有 100%	資金の援助 経営指導	資金の援助 (注 2)	10,000	—	—
							増資の引受 (注 3)	35,000	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1: 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注)2: 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(注)3: 当社が行った第三者割当増資を 1 株につき 50,000 円で引き受けております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	なし	投資一任契約 当社投信商品の販売	投資顧問報酬の受取 (注 2)	65,575	未収収益 未払金	6,417
							販売代行手数料の支払 (注 3)	4,668		
							コンサルティング料の受取 (注 2)	5,555		493
							地代家賃の支払 (注 4)	8,561		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1: 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注)2: 投資顧問料およびコンサルティング料については、それぞれ両社協議の上、決定しております。

(注)3: 販売代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(注)4: 地代家賃については、実際の使用面積を基に算出しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ばんせいホールディングス株式会社 （未上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額 2,729 円 87 銭 1 株当たり当期純損失金額 7,750 円 68 銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1 株当たり純資産額 2,792 円 29 銭 1 株当たり当期純損失金額 1,426 円 08 銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益 (又は純損失(△)) 金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
当期純利益又は純損失 (△) (千円)	△162,959	△31,679
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は純損失 (△) (千円)	△162,959	△31,679
普通株式の期中平均株式数 (株)	21,025	22,214

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

①定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

〔黒田アクティブジャパン〕
約款

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

〔黒田アクティブジャパン〕 約款

運用の基本方針

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として黒田マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目的に積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マザーファンドを主要投資対象とします。また、東証一部上場の大型株を除く、わが国の株式（JASDAQ 上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場小型株、中型株等）に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① マザーファンドならびにこの投資信託での銘柄選定にあたっては、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着目し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資を行ないます。
- ② マザーファンドならびにこの投資信託の組入銘柄については、中長期的観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整（投資比率の引き下げや引き上げなど）を行ないます。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。
- ③ 数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。
- ④ 信託財産の純資産総額に占める実質株式組入比率は、原則として 70% 程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、および第 2 項に係るマザーファンドならびにこの投資信託の組入銘柄の投資比率調整等により、実質株式組入比率が当該比率を下回ることがあります。
- ⑤ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定又は解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- ③ 投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券を除きます。）は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行ないません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行ないます。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。

追加型証券投資信託 〔黒田アクティブジャパン〕約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

③ 前項の受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金6,571,160,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成32年11月30日まで、または、第43条第7項、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第49条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、6,571,160,000口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができますものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登

録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付した取得申込の受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先

物取引と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

- 第16条 委託者は、信託金を、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である黒田マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の本邦通貨表示のものに限る有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. 株券又は新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するものなお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をいいます。
- ⑤ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をいいます。
- ⑦ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

- 第16条の2** 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。
- ② 第1項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
1. 取引所価格（気配値等を含みます。）等の適正な価格による取引であること。
 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。
- ③ 前2項の取扱いは、第20条から第22条までならびに第24条、第25条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

- 第18条** 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場され

ることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第19条** 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をいいます。
- ② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をいいます。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

- 第20条** 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとします、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

- 第21条** 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

- 第22条** 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項に同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

- 第22条の2** デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法に

より算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

- 第23条** 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【有価証券の貸付けの指図および範囲】

- 第24条** 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の借入れ】

- 第25条** 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【信託業務の委託等】

- 第26条** 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する

行為
第27条 <削除>

【混蔵寄託】

第28条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第35条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年11月30日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の信託財産に係る監査報酬は第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬に係る消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の総額】

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第42条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金（第43条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第43条1項の受益者の請求を受付た日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

- 第41条** 受託者は、収益分配金および償還金については前条第1項および第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第42条 受益者が、収益分配金については、第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しな

いとき、ならびに信託終了による償還金については、第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第43条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付た場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれま
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付た一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付たものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託財産契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解除し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、第45条第2項から第5項の規定に従います。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第45条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第46条** 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第47条** 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第48条** 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第49条** 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第50条** 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したとき

は、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第51条 第43条第7項および第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、平成23年3月31日までは日本経済新聞に掲載し、平成23年4月1日以降は電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.toranotecasset.com/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第53条** 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年11月30日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区新川一丁目21番1号 ばんせい投信投資顧問株式会社
受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

〔黒田マザーファンド〕 約款

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第 13 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東証一部上場の大型株を除く、わが国の株式（JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場小型株、中型株等）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①この投資信託での銘柄選定にあたっては、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資を行います。
- ②この投資信託の組入銘柄については、中長期的観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整（投資比率の引き下げや引き上げなど）を行ないます。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。
- ③数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるかなど、あらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。
- ④信託財産の純資産総額に占める株式組入比率は、原則として 70%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、および第 2 項に係るこの投資信託の組入銘柄の投資比率調整等により、株式組入比率が当該比率を下回ることがあります。
- ⑤株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定又は解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行ないません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

親投資信託 〔黒田マザーファンド〕約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

③ 前項の受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金6,571,160千円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第37条第1項、第37条第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

【受益者】

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするTORANOTEC 投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については金6,571,160千円に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとしします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条および第18条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第12条 委託者は、信託金を、次の本邦通貨表示のものに限る有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証書と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定め

るものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

- 第12条の2** 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人)をいいます。以下本条および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第11条および第12条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

- ② 第1項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
 1. 取引所価格(気配値等を含みます。)等の適正な価格による取引であること。
 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。
- ③ 前2項の取扱い、第16条から第18条までならびに第20条、第21条、第26条および第27条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

- 第13条** 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。))に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第15条 委託者は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。))の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託

財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

- 第18条** 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第18条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付けの指図および範囲】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の借入れ】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第23条 <削除>

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託

財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第29条** 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条** この信託の計算期間は、原則として毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年11月30日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

- 第31条** 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第33条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第34条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第35条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【信託契約の一部解約】

第36条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者はこの信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払の時期】

第39条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第42条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、

- 裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第44条** 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

- 第45条** 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証

券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第37条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付】

- 第46条** 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

- 第47条** 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

【信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第49条** この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

- 第48条** 委託者が受益者に対してする公告は、平成23年3月31日までは日本経済新聞に掲載し、平成23年4月1日以降は電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.toranotecasset.com/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年11月30日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区新川一丁目21番1号 ばんせい投信投資顧問株式会社
受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社